# 重　要　事　項　説　明　書

医療法人社団長寿会

## １．事業所の概要

| | | |
|---|---|---|
| 事業所名称 | はたのリハビリ居宅介護支援事業所 | |
| 事業所所在地 | 広島市安芸区中野東６丁目３－36 | |
| 介護保険事業者番号 | ３４７０１００１９３ | |
| 居宅サービス種類 | 居宅介護支援 | |
| 管理者及び連絡先 | 管理者 | 塩村　奈賀子 |
| | 連絡先 | TEL　０８２-８９２-２３５０ |
| | | FAX　０８２-８９２-４０００ |
| 通常のサービスの提供地域 | ①　広島市安芸区（阿戸・矢野・船越を除く）② 安芸郡海田町 | |

## ２．事業所の職員体制

| 職種 | 従事するサービスの種類・業務 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 管理者 | 従業員及び業務の管理 | 1 | | 1 |
| 介護支援専門員 | 指定居宅介護支援の提供 | 5 | | 5 |
| 苦情受付担当 | 苦情に関する対応 | 1 | | 1 |

## ３．介護支援専門員の担当数について

| | | 担当数 |
|---|---|---|
| 常勤 | 専任 | ５０件未満を目安とする |
| | 兼任 | 専任の半数未満 |
| 非常勤 | | ３３件未満 |

## ４．営業日及び営業時間

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |

８時３０分～１７時３０分（電話により 24 時間連絡可）

※但し、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休業します

## 5、事業の目的

居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

## 6. 運営方針

①利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮したものとします。

②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

③利用者は担当介護支援専門員に対し、複数の指定介護サービス事業所等の紹介を求めることや、介護サービス・支援計画の原案に位置付けた指定介護サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
担当介護支援専門員は利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に、不当に偏する事のないよう公平中立にします。

④事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などとの連携に努めます。

## 7. 居宅介護支援の内容

①居宅サービス計画の作成（介護サービス事業者等の紹介および選定理由の説明）
②居宅サービス事業者その他関係機関との連携・調整
③サービス実施状況の把握・評価
④利用者の状況把握　　⑤給付管理
⑥要介護(支援)認定申請等代行業務　　⑦相談業務

## 8. サービス提供の記録等

事業者は、あらかじめ定めた「居宅サービス計画書」等の書面に必要事項を記入し、必要により利用者の確認を受けます。また、その内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の記録については、作成完了後２年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。※電磁的記録を含む

## 9. 電磁的記録等に関する取扱いについて

省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く）の作成」、保存等を電磁的記録により行うことがあります。また、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、）締結その他これに類するものをいう）について電磁的方法によることがあり、書面における署名または記名・押印に代えて、電子署名を活用していきます。

## 10. 利用者負担金

①指定居宅介護支援に要した費用については、介護保険法の規定に基づいて、事業者が受領（法定代理受領）する場合は、利用者の負担はありません。

②利用者の介護保険料の滞納等により事業者が法定代理受領をできない場合は、指定居宅介護支援に要した費用について、利用者が厚生労働大臣の定める基準により定められた額を負担します。

③介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費(実費)の支払いが必要となります。(※区域外道程１㎞につき 30 円を負担して頂きます)

## 11. 居宅への訪問

介護支援専門員が、利用者の居宅に少なくとも１ヶ月に１回以上訪問し、利用者に面接して行います。

但し、上記の回数以外にも必要に応じて訪問致します。

また、利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意及びサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことができます。その際、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも２月に１回は利用者の居宅を訪問します。

## 12. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じます。又、当該事故の状況及び事故に際して取った処置について記録致します。

## 13. 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。またその場合に備えて、担当介護支援専門員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

## 14. 機関との連携

利用者が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にしてテレビ電話等を活用したオンラインでの連携を図ります。また、利用者等が参加して実施するものについても、事前に同意を得た上でオンラインを活用し実施します。

## 15.　秘密保持

事業者は、業務上知り得た契約者及びその家族に関する秘密、及び個人情報については、正当な理由なくして契約中及び契約終了後、また職員が退職した後も第三者に漏らすことはありません。

## 16.　虐待の防止

1,事業所の管理者及び従業者は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、秘密保持義務の例外として市町に通報するものとします。

2,事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（1）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

（2）　虐待の防止のための指針を整備します。

（3）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

（4）　虐待の防止に関する担当者を配置します。

虐待防止に関する担当者：はたのリハビリ居宅介護支援事業所　管理者：塩村奈賀子

## 17. 身体拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合に身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由を記録するものとする。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織的としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録を行います。

## 18. 感染症対策の対応について

感染症発生時においても必要な介護サービスが継続的に提供できるよう体制を確保するために業務継続計画を作成します。感染症拡大防止の観点から、省令に基づいて居宅介護支援における柔軟な対応を提供します。介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 19. 自然災害発生時の対応について

災害発生時おいても必要な介護サービスが継続的に提供できるよう体制を確保するために業務継続計画を作成し柔軟な対応を提供します。介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 20.　感染症予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

②　事業所のおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③　介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

## 21.　ハラスメント対策について

当事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職場が働きやすい環境づくりを目指します。又、利用者及びその家族が、事業所の職員に対して行う、乱暴な言動、無理な要求、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント（体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動等）、その他（個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等）の行為を禁止し、これらに該当するとみなされる場合は契約を解除致します。

## 22.　実務研修実習生等の受け入れについて

事業者は、介護支援専門員実務研修実習生等の受け入れを行っており、予め了解を得たうえで
利用者宅等への同行訪問を行うことがあります。

## 23.　苦情相談窓口

電話　　０８２－８９２－２３５０
担当　　管理者　　塩村　奈賀子
利用者からの苦情を処理するために講ずる概要は別紙の通りです。

## 24.　居宅介護支援事業所設置者

法人名　　医療法人社団長寿会
代表者氏名　　理事長：畑野 榮治
所 在 地　　広島市安芸区中野５丁目１３－３０
電　　話　　０８２－８９３－３６３６　　ＦＡＸ：０８２－８９３－３７３７

説明確認欄

契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者

事業者名　はたのリハビリ居宅介護支援事業所

所 在 地　広島市安芸区中野東６丁目３－３６

説 明 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

契約の締結に当たり、重要事項の説明を受けました。

契約者

住　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人

住　所

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿